

大和市告示第119号

大和市ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業実施要綱を次のように定める。

令和2年7月22日

大和市長 大 木 哲

大和市ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ひとり親世帯臨時特別給付金支給要領（令和2年6月17日付け子発0617第1号厚生労働省子ども家庭局長通知「ひとり親世帯臨時特別給付金の支給について」別紙。以下「国要領」という。）に基づき、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の影響等を踏まえて本市が実施するひとり親世帯臨時特別給付金給付事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）をいう。
- (2) 政令 児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）をいう。
- (3) 給付金 国要領に規定するひとり親世帯臨時特別給付金をいう。
- (4) 児童扶養手当 法による児童扶養手当をいう。
- (5) 公的年金給付等 法第3条第2項に規定する公的年金給付及び法第13条の2第1項第4号に規定する遺族補償等をいう。
- (6) 受給資格者 法第4条に規定する支給要件に該当する者をいう。
- (7) 監護等児童 法第5条第2項に規定する監護等児童をいう。

(給付金の支給)

第3条 本市は、この要綱に定めるところにより、給付金を支給する。

2 給付金の種類は、基本給付と追加給付とする。

3 次条から第6条までの規定にかかわらず、他市町村において国要領に基づく基本給付若しくは追加給付又はその両方の支給を受けた者に対しては、その受けた分に相当する給付金は支給しない。

(基本給付の支給対象者)

第4条 基本給付は、次の各号のいずれかに該当する者（第8条第1項の規定による届出をした者を除く。以下「基本給付支給対象者」という。）に対して支給する。

(1) 児童扶養手当受給者（市長から令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けた者（法第9条から第11条までの規定によりその全部を支給しないこととされている者（第3号において「全部支給停止者」という。）を除く。）をいう。以下同じ。）

(2) 公的年金給付等受給者（次のいずれにも該当する者をいう。以下同じ。）

ア 第11条第1項の規定による申請を行う時点において本市に住民登録がある者（住民登録はないが市長が特に認める事情により本市に在住している者を含む。以下「市内在住者」という。）

イ 令和2年6月分の児童扶養手当の受給資格者のうち、法第13条の2の規定により児童扶養手当の全部を支給しないこととされている者（以下「法第13条の2支給停止者」という。）

又は法第6条第1項の規定による認定を受けていないが、これを受けた場合には法第13条の2の規定により児童扶養手当の全部又は一部を支給しないこととなることが明らかな者

ウ 次の表の左欄に掲げる者の平成30年の収入額が、いずれも同表の右欄に定める要件を満たす者

| | |
|--|---|
| <p>(1) 当該者（法第4条第1項第1号ロ又はニに該当し、かつ、母がない児童、同項第2号ロ又はニに該当し、かつ、父がない児童その他政令で定める児童の養育者（以下「養育者」という。）を除く。）</p> | <p>法第9条第1項に規定する政令で定める所得の額に相当する収入額（当該者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあっては、その受給額を含む。以下この表において同じ。）未満であること（その収入額は、当該者が母である場合であってその監護する児童が父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたとき、又は当該者が父である場合であってその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童が母から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、政令第2条の4第6項で定めるところにより、当該者が当該費用の支払を受けたものとみなして計算するものとする。）。</p> |
| <p>(2) 当該者（養育者に限る。）</p> | <p>法第9条の2に規定する政令で定める所得の額に相当する収入額未満であること。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>(3) 当該者の配偶者又は当該者が父若しくは母である場合にあっては当該者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）で当該者と生計を同じくする者若しくは当該者が養育者である場合にあっては当該者の扶養義務者で当該者の生計を維持する者</p> | <p>法第10条又は第11条に規定する政令で定める所得の額に相当する収入額未満であること。</p> |
|--|---|

(3) 家計急変者（次のいずれにも該当する者をいう。以下同じ。）

ア 第11条第1項の規定による申請を行う時点において、市内在住者であり、かつ、令和2年6月分の児童扶養手当に係る法第6条第1項の規定による認定を受けていない受給資格者（前号に掲げる者を除く。）又は全部支給停止者

イ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、当該者に係る前号ウの表の左欄に掲げる者の令和2年2月以降の任意の1月（第11条第1項の規定による申請を行う日の属する月以前の月に限る。以下同じ。）を基に算定した1年間の収入見込額がいずれも同表の右欄に定める要件を満たす者又は前2号に掲げる者と同様の事情にあると認められる者

（追加給付の支給対象者）

第5条 追加給付は、次の各号のいずれにも該当する者（以下「追加給付支給対象者」という。）に対して支給する。

(1) 第12条第1項の規定による申請を行う時点において市内在住者である者

(2) 児童扶養手当受給者及び公的年金給付等受給者のうち、第9条又は第11条の規定による基本給付の支給決定を受けた者（他市町村において国要領に基づく基本給付の支給決定を受けた後本市に転入した者を含む。）

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少していると市長が認めた者

（監護等児童への支給）

第6条 前2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者が、当該各号に定める場合に該当するときは、その者が受けるべき給付金は、その者に係る監護等児童（当該監護等児童が2人以上いる場合は、そのうちの最年長者とする。）に対して支給する。この場合においては、当該支給対象となる監護等児童（第8条第1項の規定による届出をした者を除く。）を基本給付支給対象者又は追加給付支給対象者（以下「支給対象者」と総称する。）とみなす。

(1) 児童扶養手当受給者又は公的年金給付等受給者（法第13条の2支給停止者に限る。） 令和2年6月1日から第9条、第11条第2項又は第12条第2項の規定による支給決定が行われる前までの間に死亡し、かつ、その届出が本市に到達した場合

(2) 公的年金給付等受給者（法第13条の2支給停止者を除く。） 令和2年6月12日から第11条第2項又は第12条第2項の規定による支給決定が行われる前までの間に死亡し、かつ、その届出が本市に到達した場合

(3) 家計急変者 第11条第1項の規定による申請を行った後、同条第2項の規定による支給決定が行われる前までの間に死亡し、かつ、その届出が本市に到達した場合

（支給額及び支給方法）

第7条 給付金の支給額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 基本給付 基本給付支給対象者1人につき50,000円（ただし、監護等児童が2人以上いる場合は、2人目以降の監護等児童1人につき30,000円をこれに加算する。）

(2) 追加給付 追加給付支給対象者1人につき50,000円

2 給付金の支給は、口座振込により行うものとする。ただし、支給対象者が金融機関に口座を開設していない場合その他やむを得ないと認める理由により現金による支給を希望する場合は、その申出に基づき、別に定める方法により現金で支給する。

（基本給付の受給拒否の手続等）

第8条 児童扶養手当受給者又は第6条第1項前段の監護等児童であって、基本給付の支給を希望しないものは、市長が別に定める提出期限までに大和市ひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付）受給拒否の届出書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、その不支給を決定し、大和市ひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付）不支給決定通知書により当該者に通知するものとする。

（児童扶養手当受給者への基本給付の支給決定等）

第9条 市長は、前条第1項の提出期限を経過したときは、速やかに基本給付支給対象者（児童扶養手当受給者に限る。次条において同じ。）への基本給付の支給を決定し、大和市ひとり親世帯臨時特別給付金支給決定通知書によりその対象者に通知するとともに、給付金を支給する。

（児童扶養手当受給者への基本給付の振込み）

第10条 基本給付支給対象者に対する基本給付は、現有公簿等により本市が把握している当該基本給付支給対象者に係る児童扶養手当の振込先口座へ振り込むものとする。ただし、その者が児童扶養手当の振込先口座を解約等している場合は、その者が指定する口座に基本給付を振り込むものとする。

2 前項ただし書の場合において、当該基本給付支給対象者は、大和市ひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付）支給口座登録等の届出書を市長に提出するものとする。

（申請を要する基本給付に係る支給申請、決定等）

第11条 基本給付の支給を受けようとする公的年金給付等受給者及び家計急変者（以下「基本給付申請者」という。）は、大和市ひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付）申請書（請求書）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長が第2号から第4号までの書類により証明すべき事項を現有公簿等により確認することができる場合は、当該書類の提出を省略させることができる。

(1) 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

ア 公的年金給付等受給者 大和市ひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付）に係る簡易な収入額申立書又は大和市ひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付）に係る簡易な所得額申立書

イ 家計急変者大和市ひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付）に係る簡易な収入見込額申立書又は大和市ひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付）に係る簡易な所得見込額申立書

(2) 戸籍謄本又は戸籍抄本

(3) 給与明細書、公的年金証書等の収入額又は所得額が確認できる書類

(4) その他市長が必要があると認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査して支給の適否を決定し、支給するときは大和市ひとり親世帯臨時特別給付金支給決定通知書により基本給付申請者に通知するとともに、基本給付を支給し、支給しないときは大和市ひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付）不支給決定通知書により基本給付申請者に通知するものとする。

3 前項の基本給付は、大和市ひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付）申請書（請求書）記載の振込先口座に振り込むものとする。

（追加給付に係る支給申請、決定等）

第12条 追加給付の支給を受けようとする児童扶養手当受給者及び公的年金給付等受給者（以下「追加給付申請者」という。）は、大和市ひとり親世帯臨時特別給付金（追加給付）申請書（請求書）その他市長が必要があると認める書類を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査して支給の適否を決定し、支給するときは大和市ひとり親世帯臨時特別給付金支給決定通知書により追加給付申請者に通知するとともに、追加給付を支給し、支給しないときは大和市ひとり親世帯臨時特別給付金（追加給付）不支給決定通知書により追加給付申請者に通知するものとする。

3 追加給付は、その者に対する基本給付と同じ方法で支給するものとする。

(申請を要する給付金の申請期限)

第13条 第11条第1項又は前条第1項の規定による申請(以下単に「申請」という。)の期限は、令和3年2月28日までとする。ただし、やむを得ないと市長が認める場合は、この限りでない。

(支給等に関する周知)

第14条 市長は、この要綱による事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法及び期限その他事業概要について、広報その他の方法により周知を行うものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第15条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、申請をすることができる者から第13条に規定する申請期限までに申請が行われなかったときは、その者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第9条、第11条第2項又は第12条第2項の規定による支給決定を行った後、手続の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、市長が別に定める日までに正確な振込先口座の届出若しくは申請又は第7条第2項ただし書の規定による現金支給の申出が行われないことその他支給対象者の責めに帰すべき事由により給付金を支給できなかったときは、当該支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

(不当利得の返還)

第16条 市長は、基本給付の支給を受けた者が基本給付支給対象者の要件に該当しない者であることが判明したとき、又は給付金の支給を受けた者が偽りその他不正な手段によりその支給を受けたことが判明したときは、大和市ひとり親世帯臨時特別給付金支給取消通知書兼返還請求書により、当該者に対し、給付金の返還を求めることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第17条 給付金の支給を受ける権利は、これを譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(様式)

第18条 この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

別表（第18条関係）

| 様式番号 | 様式の名称 | 関係条文 |
|--------|--|--------------------|
| 第1号様式 | 大和市ひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付）受給 拒否の届出書 | 第8条 |
| 第2号様式 | 大和市ひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付）不支 給決定通知書 | 第8条及び第11条 |
| 第3号様式 | 大和市ひとり親世帯臨時特別給付金支給決定通知書 | 第9条、第11条及び 第12条 |
| 第4号様式 | 大和市ひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付）支給 口座登録等の届出書 | 第10条 |
| 第5号様式 | 大和市ひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付）申請 書（請求書） | 第11条及び第12条 |
| 第6号様式 | 大和市ひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付）に係 る簡易な収入額申立書 | 第11条 |
| 第7号様式 | 大和市ひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付）に係 る簡易な所得額申立書 | 第11条 |
| 第8号様式 | 大和市ひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付）に係 る簡易な収入見込額申立書 | 第11条 |
| 第9号様式 | 大和市ひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付）に係 る簡易な所得見込額申立書 | 第11条 |
| 第10号様式 | 大和市ひとり親世帯臨時特別給付金（追加給付）申請 書（請求書） | 第12条 |
| 第11号様式 | 大和市ひとり親世帯臨時特別給付金（追加給付）不支 給決定通知書 | 第12条 |
| 第12号様式 | 大和市ひとり親世帯臨時特別給付金支給取消通知書 兼返還請求書 | 第16条 |